

ミュンヘン空港における通関手続きについて

2012年2月28日

在ミュンヘン日本国総領事館

ミュンヘン空港における通関手続きについて、ドイツ連邦税関のウェブサイト情報及びミュンヘン空港税関への照会結果を踏まえて以下のとおりとりまとめました。さらに詳細な情報をお求めの場合は、直接税関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

1. 申告手続き

ドイツ税関(税関手続):

http://www1.zoll.de/english_version/a0_passenger_traffic/b0_third_country/c0_exceeding_duty_free/index.html

- (1) 申告手続きは、税関窓口にて口頭で行います(商用品、引越し荷物を除く)。税関職員が支払うべき関税額を計算しますので、課税対象物品を提示してください。
- (2) 窓口で物品を提示すると、税関職員は課税対象品であるかどうかを確認し、物品の数量、価値をもとに課税額を決定します。購入価格の証明となる資料がない場合、税関に備え付けられたリスト上の類似品を参考に課税額が決められてしまいますので、購入時のレシート等を持っていると役に立ちます(特に土産用の民芸品など一見して価値が判断できない物を持ち込む際には有効です)。また、税関窓口で税金を納付した場合には、そのレシートを保管しておくこと EU 域内の他国に移動する際に有効です。
- (3) 課税対象物品の価値が、旅行者一人につき 700 ユーロ以下の場合には関税率は一律 17.5% になります。ただし、たばこ、アルコール類(ビールを除く)については、数量によって関税額が決まります(ビールについては簡易算定の対象ではありませんので、関税法及びビール税法に従って関税額が算定されます)。具体的な関税額については、以下の Web サイト等でご確認ください。
ドイツ税関(関税の簡易算定):
http://www1.zoll.de/english_version/a0_passenger_traffic/b0_third_country/c0_exceeding_duty_free/a0_simplified_calculation_of_duty/index.html
- (4) 課税対象物品の価値が、旅行者一人につき 700 ユーロを超えている場合、又は 700 ユーロ以下であっても定額関税ではなく個別物品ごとの関税の支払いを希望する場合は、税関職員が個々の物品について関税率表や関連する税法に基づいて関税額を算定します。
- (5) 関税の支払いはその場で行います。関税額が 3 ユーロ以下の場合は、徴収されませんが、算定結果のレシートのオリジナルを入手できます。
- (6) 関税の支払いがその場で行うことが不可能な場合、10 日の猶予期限が与えられますが、課税対象物品は一時的に接收され、関税納入後に返却されます。

2. 手続場所

通関手続きはEU^(※1)域外からの入国の場合に必要となりますが、ミュンヘン空港はシェンゲン協定^(※2)域内移動か否かによって利用フロアが異なるため、通関手続きにお間違えのないようご注意ください。

(※1) EU加盟国

2011年8月時点の加盟国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、イギリスの27カ国。最新のEU加盟国情報については以下のサイト等でご確認ください。

Europa.eu : http://europa.eu/about-eu/countries/index_en.htm

(※2) シェンゲン協定加盟国・・・2011年8月現在、オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイスの25カ国。最新の加盟国情報については以下のサイト等でご確認ください。

EC Home Affairs: http://ec.europa.eu/home-affairs/policies/borders/borders_schengen_en.htm

2-1. ミュンヘン空港が最終目的地の場合

- (1) すべての携行品(機内持ち込み荷物、及びスーツケース等の預け荷物)が通関手続きの対象となります。ただし、EU域内の他の空港を経由し、その際に機内持込荷物の通関手続きを済ませている場合は、その機内持込荷物は課税対象となりません(支払い証明書が必要)。
- (2) 課税対象物品を所持していない方は「緑の表示のある通路」を選択して申告なしに通過することができます。課税対象物品を持っている方は、「赤」の表示のある部屋(ターミナル1)・通路(ターミナル2)を選択し、税関職員に該当する物品を提示して申告を行ってください。



写真1: ターミナル1の税関窓口



2-2. ミュンヘン空港で乗り継ぐ(EU外→ミュンヘン→EU内)場合

- (1) 日本等のEU域外からミュンヘン空港を経由して他のEU域内空港へ乗り継ぐ場合、最終目的地までスルーチェックインされているスーツケース等の預入荷物については、経路の最終目的地の税関で申告すればよいことになっていますが、機内持込荷物については、最初にEU域内に入る地点で申告義務があります(ATAカルネに記載された物品の一部のみが手荷物に入っている場合も同様に申告義務があります。)。ただし、乗り継ぎの際に預入荷物を一旦受取り、再度預け入れを行う場合には、ミュンヘン空港で一旦ドイツに入国することになりますので、手荷物同様にミュンヘン空港の税関で申告を行う必要があります。
- (2) ターミナル2内で乗り継ぐ場合は、入国審査を経たあと、搭乗フロアに移動する通路の途中で税関の申告窓口があります。窓口には通路の色分け等の表示はありませんので見落とさないようご注意ください。通関手続きが必要にも関わらず窓口の職員が不在のときは、備え付けの電話等で職員を呼び出してください。あとになって、窓口がわからなかった、職員が不在だった等を説明しても聞き入れられませんので、その点についてもご注意ください。また、シェンゲン協定非加盟のEU国(英国等)に乗り継ぐ



写真2: シェンゲン協定加盟国への乗継用税関窓口

経路には税関窓口が無い場合、次の到着地にて通関手続きを行ってください。ただし、乗継移動中に税関職員に呼び止められた場合は、正直に手荷物中の課税対象物品の有無、及び関税申告の意思はあるが税関窓口が見当たらないので次の到着空港にて手続きを行うつもりであった旨を説明し、指示があれば通関手続きを行ってください。

- (3) ターミナル2から1へ移動して乗り継ぐ場合は、2通りの経路があります。到着出口を通過することなくシャトルバス(1時間に3本)を利用してターミナル1に移動する場合は、経路に税関窓口が無い場合、次の到着地にて通関手続きを行ってください。ただし、ターミナル1内の移動中に税関職員に呼び止められた場合は、正直に課税対象物品の有無を説明し、指示があれば通関手続きを行ってください。ターミナル2の到着出口を通過して徒歩にてターミナル1に移動する場合は、ターミナル2の到着出口付近の税関窓口や乗り継ぎ専用通路の税関窓口にて通関手続きを行ってください。

2-3. ミュンヘン空港で乗り継ぐ(EU 外→ミュンヘン→EU 外)場合

- (1) 通関手続きは必要ありません。
- (2) 乗り継ぎ移動中に抜き打ち検査を行っていることがありますが、声を掛けられたらチケット等を見せ、非EU国行きの際に乗り継ぐことを説明してください。

3. 注意事項

- (1) 緑の通路では、税関職員による抜き打ち検査が行われています。緑の通路を通過した場合は、課税対象物品や輸入禁制品を持っていないと宣言したことになりますので、通路通過中又は通過後に税関職員に呼び止められ、課税対象物品や輸入禁制品を所持していることが発覚した場合は、故意・過失に関わらず申告義務違反として最高50,000ユーロの罰金が課せられることがあります。悪質な違反については、懲役を課されることもありますので正しく申告手続きを行ってください。
- (2) 税関において徹底した事情聴取が行われた結果、旅行者が搭乗する便を変更しなければならなくなった例も報告されています。急いでいるなどの事情はあっても、税関職員の制止を振り切ってその場を立ち去ろうとした場合には、その行為が公務執行妨害などの犯罪とみなされて身柄を拘束される場合もありますので十分にご注意ください。